遺言について

**遺言（いごん・ゆいごん）**

**・人の最後に行う意思表示**（15歳以上なら未成年でも単独でできる）

亡くなった人の最終の意思を尊重し、死後その意志の実現を保証する制度

・遺された家族【相続人】の生活資源【遺産・遺留分・遺贈】や身分関係【廃除・認知など】に影響を与える。→法定事項についてだけしかできない。

・**遺言の撤回（取り消し）はいつでも何回でもできます**。（法式に則って）

1.遺言の方式

要式行為（方式に従わない遺言は無効）＊特別の事情がある場合は特別の方式が有ります。

普通の遺言には以下3方式が有ります。

**①自筆証書遺言**

全文自筆で作成。

メリット）

作成が簡単・秘密は保たれます。

費用が掛かりません。

デメリット）

保管が難しい

発見者が家裁へ検認請求する必要があります。（勝手に開封した場合、過料の制裁有）

**②公正証書遺言（おすすめです）**

公証人が本人から聞き取りながら筆記。証人2名以上の立会が必要です。

メリット）

保管が確実です。（公証人役場に原本を保管）

**検認が不要**となります。

法律の専門家の公証人が内容を確認し記載するため法的な間違いがない。

デメリット）

秘密の漏れるおそれがあります。

作成のため公証人・証人の費用が発生します。

**③秘密証書遺言**

はじめから密封した遺言書を公証人に提出。証人2名以上。

メリット）

保管が確実で秘密も保たれます。

ワープロでの作成も可能です。

デメリット）

保管者は検認請求が必要です。家裁での開封手続きも必要です。

本人以外が内容を確認できないため記載漏れなどの不備の可能性が有ります。

公証人・証人の費用が発生します。

2.検認とは

家庭裁判所により遺言書の存在及び内容を認定すること。

（亡くなった人の住所地を管轄する家裁へ）

遺言書の保管者は相続の開始を知った際には遅滞なく家裁に提出し検認請求しなければなりません。

遺言書の発見者も発見した際は同様に検認請求しなければなりません。

3.遺言書に記載できること

**・遺言書には何を記載しても構いません。**

ただし、法律上の効力を生じる事項は限られています。（民法など）

・遺言書の方式に従って、必ずなさなければいけない記載事項はあります。

以下自筆証書遺言の例

①日付②氏名③遺言書の全文　→全て自書で押印

**・遺言執行者を選任しておくと相続時に便利です。**

相続時に遺言を執行する際に遺言執行者を選任してあると相続手続きが容易になりやすく、遺言による被相続人の意思を実現させることができます。

4.その他